

令和7年第7回 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和7年8月5日(火) 午前10時00分～午前10時33分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 西村 覚
- 4 署名委員
8番：西口 猛 委員 1番：川田 勉 委員
- 5 出席委員(9名)
1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員
4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員 6番：土井 清孝 委員
7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員 9番：西村 覚 委員
- 6 職務のため出席した者
局 長：柏原 佳太
局次長：吉田 武史
主 任：谷本 大輔
係 員：森本 翔太
係 員：佃 嘉樹
- 7 議案・報告等
(1) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可
(2) 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明
(3) 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出
(4) 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

議 事 録

会長	<p>ただ今から令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、8番：西口 猛 委員、1番：川田 勉 委員にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可」です。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。</p> <p>それでは、議案第9号の議案書をご覧ください。申請は、5件です。</p> <p>許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>なお、本申請は、5件とも2親等内親族への同世帯内での所有権移転であり、営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。</p> <p>まず1件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の1ページから19ページでございます。</p> <p>申請内容について、添付資料1の1ページの許可申請書をご覧ください。</p> <p>1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。</p> <p>続いて、3ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。</p> <p>まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。</p> <p>次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)</p>

に記載のとおりです。

続いて、5ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者又はその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、6ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて2件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の20ページから33ページでございます。

申請内容について、添付資料1の20ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、22ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、24ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者又はその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、25 ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて3件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の34ページから53ページでございます。

申請内容について、添付資料1の34ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、36ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、38ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者又はその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、39ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて4件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の54ページから67ページでございます。

申請内容について、添付資料1の54ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、56ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、58ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者又はその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、59ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて5件目、申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1の68ページから87ページでございます。

申請内容について、添付資料1の68ページの許可申請書をご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、70ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

続いて、72 ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者又はその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、73 ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添1】議案第9号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、田植機、コンバインを所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、世帯内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

続きまして、議案書添付の【別添2～5】議案第9号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

ご覧の別添2～5につきましては、当該申請者世帯が同一のため全く同じ記載となっておりますので、【別添2】にて併せてご説明させていただきます。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、田植機、コンバインを所有しており、農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、世帯内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

以上のことから、5件とも許可できる案件と考えます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

木原委員

P.4の許可申請書別添と同じように作成していると思いますが、P.23以降の申請書別添の1-2(2)欄の農機具が数量指定ではなく、「所有」となっているため、今後は、数量の記載をお願いいたします。

次に、P.33現地写真ですが、P.32の地図のどこに該当するのか分かりづらい写真なので、分かりやすく記載をお願いいたします。

最後に、添付資料が80ページ以上あるため、質問をする際に何ページか分からなくなります。タブレットで確認するには大変なので、資料を分けるなど、工夫が必要であると思いました。

会長

ありがとうございます。その他にございませんか。

【ご意見・ご質問等なし】

ご意見等ないようですので、採決にはいります。

議案第9号「農地法第3条の規定による許可」について、賛

成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

全会一致で、議案第9号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。

次に移ります。

議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

相続税の納税猶予を受けようとする相続人から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。

申請の内容につきましては、議案第10号の議案書をご覧ください。場所につきましては、添付書類2の8ページを、土地の状況につきましては9ページをご覧ください。現地調査は農業委員会より寺裏 和正 委員、事務局より佃が行いました。

本件につきましては、被相続人が当該農地にて生前農業を営んでおり、かつ相続人が当該農地にてすでに農業経営を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと見込まれますので、相続税の納税猶予の適格者と考えられます。以上でございます。

会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

【ご意見、ご質問等なし】

それでは、採決にはいります。

議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

全会一致で、議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」については、議案のとおり許可することとします。

次に移ります。

報告第10号「農地法第3条の3の規定による届出」です。

それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、相続に伴う農地の所有権取得及び賃借権取得につき、

	<p>農地法第3条の3の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。</p> <p>届出内容につきましては、報告第10号の議案書をご覧ください。</p> <p>届出は2件です。</p> <p>届出書につきましては、添付資料2の10及び15ページにございます。場所及び土地の状況につきましては13から14ページ及び19から20ページをご覧ください。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
<p>【ご意見・ご質問等なし】</p>	
	<p>質問がないようですので、次に移ります。</p> <p>報告第11号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第11号の議案書をご覧ください。届出につきましては、1件です。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料2の21ページから32ページでございます。</p> <p>届出内容は、21ページのとおり転用の目的は住宅であります。現地調査へは、事務局より森本が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
木原委員	<p>届出者は、所有者の相続人の方々でしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

<p>会長</p>	<p>その他にないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【ご意見・ご質問等なし】</p> <p>ご意見等ないようですので、報告を終了いたします。 今回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。</p>
-----------	--

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議 長 西村 覚

署名委員 西口 猛

署名委員 川田 勉
